

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

令和6年4月1日

1.商品名	・スーパー定期貯金 年金定期（愛称：シルバー定期「寿」、ゴールド定期「祝」）
2.販売対象	・別添『年金受給者優遇「年金定期」の対象となる年金等一覧表』にある年金等の受給者で、当組合の貯金口座を受取口座として指定している方に限ります。
3.期間	・定型方式 1年間 ・自動継続（元金継続）
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)継続方法 (5)その他	・一括預入 ・年金受取指定店舗にて年金受給者専用定期貯金通帳を作成（お一人につき1口座） ・1円以上1,000万円未満 ※預入限度額は、「寿」については350万円まで、「祝」については2,000万円までとし、上限限度額まで複数契約が可能といたします。 ・1円単位 ・元金自動継続、利息は自動的に普通貯金へ入金となります。 ※但し、上記「2.販売対象」に該当しなくなった場合（死亡等含む）は、自動継続停止とし、満期日以降は普通貯金利率が適用されます。 尚、貯金者が死亡の場合は本商品を相続する方が、上記「2.販売対象」に該当する場合であっても、自動継続は停止になります。 ・インターネットバンキングを利用し、お客様ご自身で継続方法を変更した場合、本定期貯金の金利上乗せ対象とならない場合がございます。 ・ATM、インターネットバンキングでの取り扱いは出来ないものとします。
5.払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	・シルバー定期「寿」は、預入時の店頭表示の利率に、0.20%上乗せした利率とし、満期日まで適用します。また、自動継続により、継続時店頭表示の利率に0.20%上乗せした利率(※)を当該満期日まで適用します。 ・ゴールド定期「祝」は、預入時の店頭表示の利率に、0.09%上乗せした利率とし、満期日まで適用します。また、自動継続により、継続時店頭表示の利率に0.09%上乗せした利率(※)を当該満期日まで適用します。 ※上乗せ利率については、将来の社会情勢や金融情勢等により変更する場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率。 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
10.貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：049-227-6280）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
12.その他参考となる事項	・本商品は、別添『年金受給者優遇「年金定期」の対象となる年金等一覧表』にある年金等の受給者が、当組合の貯金口座を受取口座として指定している方を対象として優遇をさせて頂くものであり、本商品預入中に於いてその対象とならない場合（死亡等含む）には自動継続は停止とし、満期日以降本商品の優遇を受ける事が出来ない事となります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野

商品概要説明書

大口定期貯金

令和6年4月11日

1.商品名	<ul style="list-style-type: none"> 大口定期貯金 年金定期（愛称：ゴールド定期「祝」）
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 別添『年金受給者優遇「年金定期」の対象となる年金等一覧表』にある年金等の受給者で、当組合の貯金口座を受取口座として指定している方に限ります。
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年間 自動継続（元金継続）
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)継続方法 (5)その他	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 年金受取指定店舗にて年金受給者専用定期貯金通帳を作成（お一人につき1口座） 1,000万円以上2,000万円以下 1円単位 元金自動継続、利息は自動的に普通貯金へ入金となります。 ※但し、上記「2.販売対象」に該当しなくなった場合（死亡等含む）は、自動継続停止とし、満期日以降は普通貯金利率が適用されます。 尚、貯金者が死亡の場合は本商品を相続する方が、上記「2.販売対象」に該当する場合であっても、自動継続は停止になります。 インターネットバンキングを利用し、お客様ご自身で継続方法を変更した場合、本定期貯金の金利上乗せ対象とならない場合がございます。 ATM、インターネットバンキングでの取り扱いは出来ないものとします。
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ゴールド定期「祝」は、預入時の店頭表示の利率に、0.09%上乗せした利率とし、満期日まで適用します。また、自動継続により、継続時店頭表示の利率に0.09%上乗せした利率(※)を当該満期日まで適用します。 ※上乗せ利率については、将来の社会情勢や金融情勢等により変更する場合があります。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取り扱いはできません。
9.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の（1）および（2）の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (1) 次の預入期間に応じた利率 <ul style="list-style-type: none"> 6か月未満 解約日における普通貯金利率 6か月以上1年未満 約定利率×50% (2) 次の算式により計算した利率 $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10.貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話：049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 • 紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
<p>12.その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本商品は、別添『年金受給者優遇「年金定期」の対象となる年金等一覧表』にある年金等の受給者が、当組合の貯金口座を受取口座として指定している方を対象として優遇をさせて頂くものであり、本商品預入中に於いてその対象とならない場合（死亡等含む）には自動継続は停止とし、満期日以降本商品の優遇を受ける事が出来ない事となります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野

商品概要説明書

＜定期積金＞

令和6年4月1日

1.商品名	• 定期積金 (愛称：シルバー積金「楽しみ」)
2.販売対象	• 別添『年金受給者優遇「年金定期」の対象となる年金等一覧表』にある年金等の受給者で、当組合の貯金口座を受取口座として指定している方に限ります。
3.期間	• 定額式 2年以上5年以内
4.払込方法 (1)払込方法	• 掛込間隔は毎月の受入となります。 年金受給口座からの自動振替による受入となります。
(2)払込金額	• なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
5.支払方法	• 毎月掛込金額は10,000円以上、満期金額は24万円以上といたします。
6.給付補てん金 (1)適用利回り	• 満期日以降に一括して支払います。
(2)利払頻度	• 当初契約時の店頭表示金利+0.09%上乘せの利回りを満期日まで適用します。
(3)計算方法	• 但し、途中で年金受給口座を他金融機関に変更された場合、毎月の掛込の自動振替を停止し、停止以降は解約扱いとなります。
(4)税金	• 満期日以後に一括して支払います。
(5)金利情報の入手方法	• 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算。 • 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
7.手数料	• 金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
8.付加できる特約事項	—
9.中途解約時の取扱い	—
10.貯金保険制度 (公的制度)	• 満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払戻します。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	• 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.その他参考となる事項	• 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。)につきましても、当組合本支店または金融共済部 (電話：049-227-6280) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。
	• 紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
	• 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。又は当初契約時の店頭表示の利回り (年365日の日割計算) の割合による延滞利息をいただきます。
	• 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
	• 本商品は、別添『年金受給者優遇「年金定期」の対象となる年金等一覧表』にある年金等の受給者が、当組合の貯金口座を受取口座として指定している方を対象として優遇をさせて頂くものであり、本商品預入中に於いてその対象とならない場合 (死亡等含む) には本商品の優遇を受ける事が出来ない事となります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野